

令和 8 年 5 月 20 日

監 査 報 告 書

学校法人 日本歯科大学  
理 事 会 御 中

学校法人 日本歯科大学

監 事 蓮見壽伯  
監 事 加藤暢一

私たち監事は、私立学校法第 52 条に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の、学校法人日本歯科大学の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

（１）理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会等に出席し、理事及び職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査しました。

（２）私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号の体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の整備に関する理事会の決議の内容、内部統制システムの整備・運用の状況を調査し、理事及び職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（３）会計監査人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法

令及び学内諸規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の執行の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

## 2. 監査の結果

### (1) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 計算関係書類及び財産目録は、学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ③ 会計監査人の職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認めます。
- ④ 重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

### (2) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備・運用の状況について、指摘すべき事項は認められません。

以上

令和 8 年 5 月 20 日

監 査 報 告 書

学校法人 日本歯科大学  
評 議 員 会 御中

学校法人 日本歯科大学

監 事 蓮見壽伯  
監 事 加藤暢一

私たち監事は、私立学校法第 52 条に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の、学校法人日本歯科大学の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

（１）理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会等に出席し、理事及び職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査しました。

（２）私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号の体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の整備に関する理事会の決議の内容、内部統制システムの整備・運用の状況を調査し、理事及び職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（３）会計監査人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法

令及び学内諸規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の執行の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

## 2. 監査の結果

### (1) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 計算関係書類及び財産目録は、学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ③ 会計監査人の職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認めます。
- ④ 重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

### (2) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備・運用の状況について、指摘すべき事項は認められません。

以上